



2025 年 4 月 4 日

受益者様ご各位

ファイブスター投信投資顧問株式会社

「ベトナム・ロータス・ファンド（愛称：ロータス）」の基準価額下落について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日「ベトナム・ロータス・ファンド（愛称：ロータス）」の基準価額が、2025 年 4 月 3 日の基準価額に比べ 8.61%下落いたしました。この下落の要因と市況概況に関しましてご報告いたします。

敬具

記

(1) ファンドの基準価額と騰落率

ファンド名	4月3日 基準価額	4月4日 基準価額	前営業日比 騰落幅	前営業日比 騰落率
ベトナム・ロータス・ファンド (愛称：ロータス)	21,469 円	19,621 円	▲1,848 円	▲8.61%

(2) 基準価額の下落について

2025 年 4 月 4 日にベトナム・ロータス・ファンドの基準価額が前営業日の 4 月 3 日の基準価額に対して 8.61%下落致しました。ベトナム・ロータス・ファンドの基準価額は、ファンドが保有している各有価証券の前営業日の価額に基づいて計算されています。従って、4 月 4 日のベトナム・ロータス・ファンドの基準価額の下落は、前営業日の 4 月 3 日のファンドの保有株式と現金の円換算した価値が更にその前営業日の 4 月 2 日に比較して下落した事が原因です。実際、4 月 3 日のベトナム VN 株価指数は 4 月 2 日に比較して 6.7%下落しました。



この4月3日のベトナム VN 株価指数の下落の要因は、トランプ米大統領が4月2日に4月5日から米国に入国するすべての物品に10%の一律関税を課し、4月9日から相互関税を課すと発表した事です。

ベトナムには、中国(54%)やカンボジア(49%)を下回るものの、マレーシア(24%)、インドネシア(32%)、タイ(36%)よりも高い46%の相互関税を課せられることが発表されました。ベトナムは競争力の有る労働力と安定した政権を背景に輸出産業を経済成長の大きな原動力としており、またアメリカ向け輸出が2024年には全輸出の約30%を占めている事から、この相互関税の影響は大きいと言えます。

この米国の関税政策はベトナムへの海外直接投資(FDI)と輸出活動にマイナスの影響を与えられ、最も深刻な影響を受ける業種は、木製家具、港湾、工業団地銘柄だと推測されます。一方この関税は、グローバルITサービスは対象から免除される模様であり、消費財、医薬品、公共事業などは国内市場からの収益が最も多く、回復力が高いと予想されます。

この米国関税の逆風を緩和する為にベトナム政府が支援策を実施する可能性が高く、また他の国も関税引き上げに直面している事から、ベトナムへの相対的な影響はそれほど深刻ではないとも考えられます。さらに、米国が世界中からの輸入に高関税をかければ輸入物価の上昇による物価上昇を招き、その結果として高金利とドル高につながる事から、かえって米国の貿易赤字の増大につながって関税の目的とは正反対の効果となるとも考えられますから、実際の高関税の維持がいつまで継続出来るのかという点に疑問を感じる面も有ります。

以上

1. 本レポートで使用した株式指数や騰落率等の数値は、Bloomberg等のデータに基づき、ファイブスター投信投資顧問が作成したものです。
2. 本資料はファイブスター投信投資顧問が情報提供を目的として作成した資料であり、法令に基づく開示書類では有りません。本レポートに記載の内容は、将来の運用成果や内容を保証あるいは示唆するものではありません。
3. 本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、ファイブスター投信投資顧問はその完全性・正確性に関する責任を負いません。

【投資信託に係るリスク・費用について】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。投資信託の運用による損益は、すべてお客さまに帰属しますので内容・リスクを十分にご理解の上、お申してください。詳しくは、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

●投資信託に係る費用について

（ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。）

- ◆ お客さまが直接的にご負担いただく費用

【ご購入時の費用】 **上限 3.30%(税込)**

【ご換金時の費用】 信託財産留保額 **上限 0.30%**

- ◆ お客さまが信託財産で間接的にご負担いただく費用

【運用管理費用(信託報酬)】 **上限 年率 2.629%(税込)**

※ 上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

【その他の費用・手数料】 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ファイブスター投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なります。ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。なお、個別商品の詳細については投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

【その他の留意事項】

- 本資料は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が作成した情報提供を目的とする資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。お申込の際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 投資信託は、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 本資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証あるいは示唆するものではありません。また、原則として表示桁数未満を四捨五入しています。記載内容は作成時点のもので、予告なく変更する場合があります。
- 本資料に記載の過去の運用成績、運用内容は将来の運用成果、運用内容を保証あるいは示唆するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。

【委託会社の照会先】

ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業 関東財務局(金商) 第 2266 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

お客様デスク 03-3553-8711 受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

ホームページアドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>